

コロナウイルス感染拡大防止のために活動を延期または中止せざるを得ない団体の皆様へ

変更連絡 (まずは当財団へお問い合わせください)

活動延期の場合

- ▶ **新たな実施日が2021年度中**
- ▶ **新たな実施日が2022年度 (延期措置)**
2021年度に助成が決定した活動について、活動内容の変更なく2022年度に実施延期する場合は、2022年度に助成いたします。
なお、助成額は2021年度決定額が上限となります。
※2020年度に助成が決定した活動は、2022年度への延期措置はございません。下記「活動中止の場合」の項目を参照ください。

新しい日程を電話でお知らせください

ご提出いただくもの
・活動計画変更届

22年度実施する

活動中止の場合

費用なし

- ▶ **2021年度に助成が決定した活動**
活動内容の変更なく2022年度に実施延期する場合は、延期措置の対象です。上記「新たな実施日が2022年度」の項目を参照ください。
- ▶ **2020年度から2021年度に延期措置をした活動**
2年連続の延期措置は行っておりません。2022年度助成事業の募集時に改めて応募ください (募集期間 (予定) : 12月中旬～1月末)。

22年度実施しない
ご提出いただくもの
・助成辞退届

ご提出いただくもの
・助成辞退届

一部費用あり

- ▶ **2021年度に助成が決定した活動 または、2020年度から2021年度に延期措置をした活動**
実施に向けて発生した費用 (チラシ印刷代、会場キャンセル料など) について、下記計算方法をもとに費用の一部を助成いたします。
- 《助成額の計算方法》

$$(\text{助成対象費用総額} - \text{他団体の助成等収入}) \times 1/2$$

注1) 助成額は、当初助成決定額が上限となります。
注2) 1円単位まで計算し、小数点以下は切り捨てとなります。
- 2021年度に助成が決定した活動は、費用の一部助成を受け取らず2022年度への延期措置とすることもできます。

ご提出いただくもの
・助成辞退届
・決算報告書
・領収書コピー
・助成金振込依頼書

ご提出いただく書式は、すべて当財団ホームページに掲載しております。ダウンロードしてご利用ください。

＜本件に関するお問い合わせ＞
山陰合同銀行地域振興部内
ごうぎん島根文化振興財団
TEL 0852-55-1818・1804